

日EU・EPAにおける酒類の地理的表示の相互保護（追加）について

令和4年1月26日付で日EU・EPA附属書十四-Bの改正に関する外交上の公文の交換が行われたことに伴い、次に掲げる酒類の地理的表示（GI）（日本側5産品、EU側11産品）は、令和4年2月1日から、相互に保護されることとなります。

1. 日本側の酒類GI

番号	名称(注1)	産地の範囲	酒類区分(注2)	(参考)翻訳の例
1	三重	三重県	清酒	Mie
2	和歌山梅酒	和歌山県	その他の酒類	Wakayama Umeshu
3	利根沼田	群馬県沼田市、利根郡片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	清酒	Tone Numata
4	萩	山口県萩市、阿武郡阿武町	清酒	Hagi
5	山梨	山梨県	清酒	Yamanashi

2. EU側の酒類G I

番号	名称(注1)	産地の範囲	酒類区分(注2)	(参考)翻訳の例
1	Bordeaux supérieur	フランス共和国	ぶどう酒	ボルドー・シュペリール
2	Côtes de Bordeaux	フランス共和国	ぶどう酒	コート・ド・ボルドー
3	Crémant d' Alsace	フランス共和国	ぶどう酒	クレマン・ダルザス
4	Saint-Emilion Grand Cru	フランス共和国	ぶどう酒	サンテミリオン・グラン・クリュ
5	Saint-Estèphe	フランス共和国	ぶどう酒	サン・テステフ
6	Landwein Rhein	ドイツ連邦共和国	ぶどう酒	ラントワイン・ライン
7	Almansa	スペイン王国	ぶどう酒	アルマンサ
8	Calatayud	スペイン王国	ぶどう酒	カラタユド
9	Campo de Borja	スペイン王国	ぶどう酒	カンポ・デ・ボルハ
10	Castilla	スペイン王国	ぶどう酒	カスティーリャ
11	Yecla	スペイン王国	ぶどう酒	イエクラ

(注) 1 「酒類の地理的表示に関する表示基準」(平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」といいます。)第9項に基づき、地理的表示の名称の翻訳及び「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合も保護の対象となります。

2 表示基準第1項第4号に定める「酒類区分」を指します。